

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人忠黎会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び評議員並びに監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会・評議員会に出席したときには、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(特別功勞報奨)

第6条 長きにわたり当法人の運営に貢献した役員については、理事会・評議員会での推薦により、特別功勞報奨を受けることができる。この場合の報奨金額等については、その都度、理事会・評議員会にて審議することとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年12月7日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席 報酬等	10,000円

別表 2

旅費・宿泊費	報酬一日 報酬半日	その他
実 費	10,000円 5,000円	実 費

各表において、報酬金額は源泉徴収後の金額とする。